

## 岩舟町市民農園の運営に関する要綱

### 目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 助成（第10条—第16条）

第3章 雑則（第17条—第19条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、農作物づくりを体験する場として農地等を活用することにより、農地の保全を図るとともに、農業・食糧に対する理解を深め、食育の推進に資することを目的とする。

##### （農園の種類）

第2条 岩舟町市民農園（以下「農園」という。）は、農園利用方式とする。

##### （農園の運営形態）

第3条 農園の運営は、農地を所有又は権利を有する個人及び法人が運営するものとする。

##### （農園の利用区画）

第4条 農園の利用区画は、原則として1利用者につき1区画を限度とする。ただし、空き区画が生じる場合は、この限りでない。

##### （農園の入園期間）

第5条 農園の入園期間は、各年度4月1日から3月31日までの1年間とし、更新できるものとする。

##### （農園の募集）

第6条 農園の開設者（以下「開設者」という。）は、岩舟町市民農園開設申出書（様式第1号）により、農園開設の申し出を行うものとする。

##### （入園の申込み）

第7条 農園への入園を希望する者は、岩舟町市民農園入園申込書（様式第2号）により申し込むものとする。

##### （入園の決定方法）

第8条 農園の入園者（以下「入園者」という。）は、先着順により決定するものとする。

##### （農園の利用契約）

第9条 入園者は、町の立会いのもと、岩舟町市民農園利用契約書（様式第3号）により、開設者と契約を締結するものとする。

## 第2章 助成

### (助成金の交付及び額)

第10条 町は、前条により契約締結となった開設者に対し、開設に伴う経費を助成するものとする。

2 この要綱による助成金額は予算の定めるところによる。

### (助成金の交付申請)

第11条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする開設者は、岩舟町市民農園運営費助成金交付申請書(様式第4号。以下「交付申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に定める書類等を添付しなければならない。

(1) 設置に要した費用の領収書等

(2) 町税の納税証明書

(3) その他町長が必要と認める書類

### (交付決定及び通知)

第12条 町長は前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付する旨の決定をしたときは岩舟町市民農園運営費助成金交付決定通知書(様式第5号)により、助成金を交付しない旨の決定をしたときは、岩舟町市民農園運営費助成金不交付決定通知書(様式第6号)により、当該開設者に通知するものとする。

### (交付の条件)

第13条 町長は、前条の規定により助成金を交付する旨の決定をしたときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 第1条の規定を遵守すること。

(2) その他町長が必要と認める事項

### (助成金の交付請求等)

第14条 第12条の規定による交付決定通知を受けた者は、速やかに、岩舟町市民農園運営費助成金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 助成金は開設者の指定に基づき、当該開設者が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

### (助成金の返還)

第15条 町長は、開設者がこの要綱の規定、又は第13条に規定する助成金の交付条件に違反したときは、助成金の一部又は全部を取り消し、既に交付した助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(相続による地位の承継)

第16条 助成対象開設者が死亡した場合においてその相続人（相続人が2人以上の場合は相続人全員又はその代表者）は、助成対象市民農園を承継するときは、相続を証する書類等を添付し、直ちに市民農園開設者地位承継届を町長に提出しなければならない。

2 前項の届出があったときは、当該届出に係る者において市民農園開設者の地位を承継し、この要綱による運営及び助成に関し、被相続人に属する権利義務を承継する。

### 第3章 雑則

(補償)

第17条 町は、農作業中の事故、天災、盗難、農薬及び病虫害等による栽培物の損害に対しては、一切の補償を行わない。

(指導)

第18条 農園の目的を達成するため、町は農作物等の栽培や管理方法について、岩舟町市民農園栽培技術地域ボランティア登録申出書（様式第8号）により、栽培技術指導員の募集を行い、講演会や現地指導を適時に実施する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月14日から適用する。

(様式略)